

令和3年6月4日
事務連絡

各都道府県・市町村 生活困窮者自立支援制度担当課（室） 御中

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の再支給の申請期間の延長
及び職業訓練受講給付金との併給について

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく住居確保給付金については、多大なご尽力をいただき、ありがとうございます。

現下の状況において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関連する解雇や雇い止めの影響は継続しており、引き続き、常用就職や就業機会の回復を目指すことが困難である生活困窮者からの相談は増加した状態が続くことが予想されます。

また、令和3年4月25日から、緊急事態措置を実施すべき区域を東京都、京都府、大阪府及び兵庫県として緊急事態宣言が発令され、その後、北海道、愛知県、岡山県、広島県、福岡県、沖縄県も当該区域へ追加されるとともに、緊急事態措置を実施すべき期間が令和3年6月20日まで延長されております。

住居確保給付金の再支給に係る申請期間の延長については、既に「生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（令和3年4月1日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室）において、令和3年6月30日に延長した旨お知らせしたところですが、こうした状況に鑑みて、特例として、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第22号）を一部改正し、令和3年9月30日まで、住居確保給付金の再支給に係る申請期間を再度延長する予定です。

さらに、従来は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第7条第1項に規定する職業訓練受講給付金（求職者支援制度の訓練受講者に支給する月10万円の給付金）を受給している場合には、住居確保給付金は支給しないこととしていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、生活困窮者が職業訓練を受けられる機会を拡充するため、特例として、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第22号）を一部改正し、令和3年6月11日から、職業訓練受講給付金と住居確保給付金との併給を可能とする予定です。

つきましては下記に示す点をご勘案いただき、規則改正に伴う手続き等について準備を進めていただくとともに、リーフレットの配布等により引き続きお困りの方の相談を受け止められるよう必要な対応をお願いします。

記

1 住居確保給付金の再支給の申請期間の延長について

住居確保給付金の支給が終了した方に対して、令和3年2月から6月末までの間、解雇以外の離職や休業等に伴う収入減少等の場合でも、3か月間に限り再支給を可能としてきたところですが、今般の規則改正により、本特例の申請の期間を令和3年9月30日まで延長する予定です。

申請を開始する時期は、生活困窮者自立支援法施行規則改正後（令和3年6月11日）を予定しています。なお、本特例による再支給の申請は1度限りとします。

2 職業訓練受講給付金と住居確保給付金との併給について

省令改正後の施行日から令和3年9月30日までの間に住居確保給付金の申請をした者は、当該申請を受けて支給する住居確保給付金については、職業訓練受講給付金との併給を可能とする予定です。

また、施行日の前日以前に住居確保給付金の申請をした者についても、職業訓練受講給付金との併給を可能とする予定です。ただし、令和3年5月以前の支給を除きます。

なお、本併給措置の活用を進めていくためには、職業訓練受講給付金を所管しているハローワークと自立相談支援機関が連携して周知等を行うことが重要です。

各自立相談支援機関におかれましては、ハローワークとのより一層の連携強化に努めていただきますようお願いいたします。

また、ハローワーク及びハローワークを所管する都道府県労働局から、求職者支援制度に係るリーフレットの配付や周知用バナーの掲載等に係る協力依頼があった場合には、ご協力いただきますようお願いいたします。

以上

住居確保給付金のご案内

休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方々について、原則3か月、最大9か月、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。



申請できる方は

対象となる方

- 離職・廃業から2年以内の方
- 休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがある方

令和3年2月1日以降

住居確保給付金の受給期間が終了した方について、3か月間に限り再支給が可能です。
※令和3年6月30日が申請期限です。

令和3年6月11日以降

再支給の申請をしたことがない方が対象です

- ・ 再支給（最長3か月間）の申請期間を令和3年9月30日まで延長します。
- ・ 住居確保給付金と職業訓練受講給付金との併給を可能とする特例を導入します。申請期間は令和3年9月30日までです。

その他個別の要件等があります

申請のご相談は最寄りの自立相談支援機関まで

<https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>

スマートフォン・タブレットはこちらから→





よくあるお問い合わせ

Q.「離職又は事業を廃止した場合と同等程度」とはどのようなことですか？

A.本人の責めによらない理由により、勤務日数や勤務時間が減少した場合や、就労の機会が大幅に減少した場合を指すもので、例えば以下のような場合を想定しています。

(例1) スポーツジムが一部休業することとなり、週4～5日活動していたところ週2～3日程度以下となったスポーツジムインストラクター

(例2) 参加予定であった海外からのゲストを招いた2週間のイベントが自粛のため中止となったフリーの通訳者

(例3) アルバイトを2つ掛け持ちしていたが、景気の悪化により1つの事業所が休業となり、シフトがなくなった者。

(例4) 自粛により宿泊のキャンセルが相次いだ旅館業を営む者

なお、上記は例示ですので、これを目安として、自治体において柔軟な対応をお願いしています。



Q.「離職又は事業を廃止した場合と同等程度」の確認方法は、どうすればいいのでしょうか？

A.雇用労働者の場合は、労働条件が確認できる労働契約書類と勤務日数や勤務時間の縮減が確認できる雇用主から提示されたシフト表等。

個人事業主においては、店舗の営業日や営業時間の減少が確認できる書類や、請負契約により収入を得ている場合は、注文主からの発注の取り消しや減少が確認できる書類等とします。

社会福祉協議会で実施されている特例貸付が行われたことがわかる書類等も活用できます。

さらにこのような書類がない場合は申立書の活用も可能です。

Q.フリーランスで暮らしており、仕事が激減しました。住居確保給付金を受けられますか？

A.可能です。フリーランスや自営業者の方については、本人の意向や状況に応じ、現在の就業形態を維持しつつ、それに加えて、例えば、アルバイトなどの短期的な雇用で当面の生活費をまかなうといった対応もできます。現在の就業を断念していただくものではありません。

再就職や転職を目指す皆さまへ

求職者支援制度のご案内

月10万円
給付金

+

無料の
職業訓練

+

就職
サポート

■ 求職者支援制度とは？

- 求職者支援制度は、再就職や転職を目指す求職者の方が、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講する制度です
- 訓練開始前から、訓練期間中、訓練終了後まで、ハローワークが求職活動をサポートします
- 離職して雇用保険を受給できない方、収入が一定額以下の在職者の方などが、給付金を受給しながら訓練を受講できます
- 給付金の支給要件を満たさない場合であっても、無料の職業訓練を受講できます（テキスト代などは自己負担）

■ 主な対象者の方は？

給付金を受けて訓練を受講する方

離職者	雇用保険の適用がなかった離職者の方 フリーランス・自営業を廃業した方 雇用保険の受給が終了した方など
在職者	一定額以下の収入のパートタイムで働きながら、正社員への転職を目指す方など

給付金を受けずに訓練を受講する方（無料の訓練のみ受講する方）

離職者	親や配偶者と同居していて一定の世帯収入がある方など （親と同居している学卒未就職の方など）
在職者	働いていて一定の収入のある方など（フリーランスで働きながら、正社員への転職を目指す方など）

■ 制度活用の主な要件

(訓練受講の要件)

- ハローワークに求職の申込みをしていること
- **雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと**
- 労働の意思と能力があること
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

(給付金の支給要件)

- **本人収入が月8万円以下 [シフト制で働く方などは月12万円以下(*)]**
- **世帯全体の収入が月25万円以下** (* 令和3年9月末までの特例)
- 世帯全体の金融資産が300万円以下
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- 全ての訓練実施日に出席する (やむを得ない理由がある場合も、8割以上出席する)
- 世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない
- 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けていない

■ 主な訓練コース (求職者支援訓練)

基礎	ビジネスパソコン科、オフィスワーク科など
IT	WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラマー育成科など
営業・販売・事務	OA経理事務科、営業販売科など
医療事務	医療・介護事務科、調剤事務科など
介護福祉	介護職員実務者研修科、保育スタッフ養成科など
デザイン	広告・DTPクリエイター科、WEBデザイナー科など
その他	3次元CAD活用科、ネイリスト養成科など

- 訓練期間は2か月から6か月 (*)
* シフト制で働く在職者などを対象とした訓練コースは2週間から (令和3年度末までの特例)
- 上記の訓練のほか、訓練期間がより長い公共職業訓練 (最長2年) も受講できます

[修了者の声]



介護職が初めてで不安もありましたが、経験豊富な講師の授業により理解が深まり、介護職として働く意欲が高まりました

簿記の資格を取得でき、就職先も決まりました。面接や履歴書の作成指導のおかげで就職活動に意欲的に取り組めました

給付金をもらったので、生活の心配をせずに訓練に集中できました

コース検索



求職者支援制度の申し込みは、
ハローワークで受け付けています
まずは、住所地を管轄するハローワークに
ご相談ください

[所在地・連絡先]



[制度の詳細]



※イメージを示すもののため、括弧の指定サイズ（ピクセル）とは異なります。

① 基本_(640×200)

再就職や転職を目指す方へ
月10万円の給付金 + 無料の職業訓練
ハローワーク 求職者支援制度

② SNS用_長方形 (1200×628)

申込みはハローワークへ!!
✓ 再就職
✓ 転職 に向けた支援
ハローワーク (全国544か所)
求職者支援制度
月10万円 給付金 + 無料の 職業訓練 + 就職 サポート
詳しくはこちら ▶

③ SNS用_正方形_ (800×800)

✓ 再就職 ✓ 転職を支援 ハローワーク
求職者支援制度
月10万円 給付金 + 無料の 職業訓練 + 就職 サポート

④ 細長_(728×90)

月10万円 給付金 + 無料の 職業訓練
✓ 再就職 ✓ 転職を支援!!
ハローワーク
求職者支援制度
詳細はこちら ▶

⑤ 極小_(320×50)

月10万円の給付金 + 無料の職業訓練
求職者支援制度 ハローワーク